

環境影響評価審査会大阪湾岸道路部会議事録

- 1 日時：平成 19 年 11 月 19 日（月）13:00～14:45
- 2 場所：兵庫県民会館 3 階 304 号室
- 3 議題：神戸国際港都建設計画道路 1．3．6 号大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価準備書の審査について
- 4 出席委員：朝日部会長、小谷委員、川井委員、澤木委員、田中みさ子委員、中辻委員、中野委員、西村委員、山口委員
- 5 事務局：京環境政策局長
環境影響評価課 築谷課長、森本係長外課員 2 名
- 6 関係部局：環境整備課、大気課、水質課
- 7 環境影響評価実施者等：県都市計画課、国土交通省近畿地方整備局阪神国道事務所
- 8 配布資料
 - ・会議次第
 - ・出席者名簿
 - ・神戸国際港都建設計画道路 1．3．6 号大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価準備書
 - ・環境影響評価法と神戸市環境影響評価等に関する条例（市条例）の「事後調査」の比較（資料 1）
 - ・環境影響評価審査会大阪湾岸道路部会（11/19）現地視察ルート（資料 2）
- 9 議事概要
環境影響評価実施者より、自動車走行による騒音及び事後調査について、資料 1 に従い補足説明。

〔質疑〕

（委員）環境影響評価法に基づく「事後調査」と市条例に基づく「事後調査」は、表記は同じだが内容は違うということである。いずれにしても、適切に措置がなされることが重要である。

（委員）準備書中に調査の結果を公表する旨の記載がない。住民の立場で見た場合、どのような調査が実施されるのか確認できるという担保が必要ではないか。

（環境影響評価実施者）この度の環境影響評価は、法に基づいて行っているため、基本的には法に基づく内容に沿って記載している。なお、法に基づく事後調査の有無に関わらず、市条例に基づく事後調査を行うこととなり、この調査結果は条例に基づき公表されることとなる。市条例に事後調査の詳細な内容等は、事業実施段階で事後調査計画書を作成するなかで、検討することとなり、現時点では、詳細な内容まで踏み込んで記載できるものではない。

環境影響評価実施者より、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）並びに環境影響評価の結果（水質、底質、土壌、日照障害、動物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び廃棄物等）について説明。

〔質疑〕

- (委員) 水質の予測として、鋼管矢板打設工の実施によるSSで評価しているが、最近、水中の懸濁物が藻場に与える影響が大きいという報告がある。予測の前提として平均的な潮位で予測されているが、潮汐では、春の大潮の時期が最も水の動きが大きい。局所的に見た場合、第一防波堤の両側の非常に狭い範囲で流速が速くなると考えるが、局所的な影響を含めて予測しているのか。また、予測結果は、第一防波堤に沿って濁りが発生し、航路でほとんど濁りが発生しないとされているが、航路で工事を行わないということか。
- (環境影響評価実施者) 潮流の再現の与条件については、港湾計画に基づき、将来の施設の状況を踏まえ予測を行っており、航路等の局所的な影響も含んでいる。
- (委員) 神戸港と六甲アイランド西側の航路の水深は - 12m程度であるが、この航路は水深 10m程度の大型船舶が航行する。船舶による拡散は、影響がないのか。
- (環境影響評価実施者) 船舶の影響については、計算上の予測条件には入れていないが、大型船舶が航行している現状を基に潮流の再現予測を行っていることから、船舶の航行による影響としては、現状と大きく変わらないと考えている。
- (委員) 第一防波堤は一部撤去され、航路の出入口が広がるため、相対的に潮流の流れは遅くなるが、防波堤の撤去は確実に行われるのか。
- (環境影響評価実施者) 大阪湾岸線の工事の前に、港湾計画にもとづく航路の整備のために防波堤等は撤去されることとなる。大阪湾岸線の工事は、この後に行うこととなり、大阪湾岸線の工事に伴う水の濁りの影響の予測については、この条件のもと行っている。
- (委員) P9-9-14 動物の項目中、アリアケヤワラガニは、11月調査で1個体しか確認されず、5月の調査では確認されなかったため、主たる生息地ではないと結論づけているが、11月の調査は広範囲で実施されていないため、主たる生息地ではないと結論づけるには調査が不十分ではないか。また、オキナガイは、5月に確認されたが、未成熟個体であることから、主要な生息地ではないとしているが、5月に成熟するという文献等はあるのか。
- (環境影響評価実施者) 底生動物の調査は、活動が最も活発になる5月に調査を行っている。アリアケヤワラガニは非常に特殊な生物で、世界的にも3箇所しか発見されていない種であり、5月の調査でも確認されなかったため、主たる生息地ではないとした。
- (委員) アリアケヤワラガニについては、生態がはっきりしていないため、5月に活動が活発になるか否かは根拠もないのではないか。他の事例でも11月に確認されているため、11月の調査をもっと詳細に実施しないと、主たる生息地ではないという説明は説得力がない。
- (環境影響評価実施者) アリアケヤワラガニは、この海域では本来生息しない種であるという前提の下に記載している。
- (委員) 大阪湾では岬町沖でも11月に確認されており、説明の趣旨と矛盾する。準備書の記載を整理するか、根拠を書き換える等をした方がよい。
- (環境影響評価実施者) 11月の調査は、橋脚に当たる場所で調査を行った。その際に、

アリアケヤワラガニが発見され、再調査などについて検討することとなった。アリアケヤワラガニについては、過去に有明海で2例、大阪湾で1例しか発見されておらず、生態は不明な生物である。一般的なカニの生態からすると、春に産卵することから、5月に調査を行うのが適切であるとの助言を受け、範囲も広げ調査を行った。その際に確認されなかったものは主たる生息環境ではないと結論づけた。

(委員)他の確認事例はいずれも11月であり、春に確認されたという事例がないため、5月に確認できなかったことは、調査が適切な時期でなかったためという可能性もある。準備書の記述としてはおかしいのではないか。

(委員)環境影響評価実施者において検討すること。

(委員)日照障害について、六甲アイランド内には計画路線北側に保全対象がないとされているが、P5-2-5の土地利用現況図では、計画路線北側に施設があり、現況を反映していない。

(環境影響評価実施者)P5-2-5の土地利用現況図は、更新されているものがなく、入手可能な最新の資料を掲載しているが、現状は反映できていない。なお、現況については、P5-2-36の都市計画の用途地域図が平成19年度に作成されたものであり、最新の状況を反映している。

(委員)P9-7-4の土壌の予測結果において、土壌汚染が確認された場合は除去するとしているが、第12節の廃棄物等の項目中にも、土壌汚染が確認された場合は除去する旨の記載をすべきではないか。

(環境影響評価実施者)廃棄物等では、建設発生土、汚泥を対象としており、土壌汚染とは区別している。

(委員)掘削により発生する土壌もある。廃棄物の項目中に汚染土壌の記載を全く書かなくてよいのか。

(環境影響評価実施者)掘削工事により発生する土壌については、土壌の項目中に事後調査を行う旨を記載しており、汚染が確認された場合は、除去等の環境保全措置を適切に実施することとしている。また、土壌汚染の対応については、法令にもとづき、適切に行うこととなっている。

環境影響評価実施者より、環境影響の総合的な評価について説明。

〔質疑〕

特になし。

以上